

監査委員公表第 5 号

監査等の結果に基づく措置状況について、錦江町監査基準第18条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年8月23日

錦江町監査委員	中 村 貢
同	厚ヶ瀬 博文

錦総務第 588 号
令和6年8月21日

錦江町代表監査委員 中村 貢 殿

錦江町長 新田 敏郎

監査 結果の措置状況 について （通知）

錦江町監査基準第18条第 2 項に基づき請求のあった、監査の結果（令和 5 年度以降実施の監査等）に係る措置状況について、別紙のとおり報告する。

錦総務第 588 号
令和6年8月21日

錦江町代表監査委員 中村 貢 殿

錦江町長 新田 敏郎

令和 5 年度以降監査結果の措置状況について（通知）

錦江町監査基準第18条第 2 項に基づき請求のあった、監査の結果（令和 5 年度以降実施の監査等）に係る措置状況について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年度実施の監査等指摘事項一覧

所属課／監査種別	指 摘 内 容	措 置 状 況
議会事務局 R6.1.22 【備品監査】	人事異動等に伴う、備品利用者の氏名が更新されていないものが散見されたので、確認して訂正されたい。	台帳のデータを見直し、訂正した。
介護福祉課 R6.1.23 【補助団体等監査】	【錦江町母子寡婦福祉会運営費補助】 新規会員を募るも新規加入者はなく、会員の高齢化が著しく活動できる会員も限られており、会費については令和 4 年度で完納されず、未納 3 名のうち 2 名は令和 5 年度で納めており、残る 1 名は現在も未納となっている。 会費の徴収や関係会議等の出席など一部の会員に負担を強いているので、新規会員加入に尽力されたい。 また、補助金を上回る額を繰越しているのでは、その年の決算に応じて適した金額を交付されたい。	未納となっている一人分については、徴収し、令和 6 年度の補助金は「0 円」として、令和 6 年度を以て、高齢化が著しいため錦江町母子寡婦福祉会を解散することとした。
介護福祉課 R6.1.23 【補助団体等監査】	【錦江町身体障害者連絡協議会運営費補助】 会費の収入済額と予算額との差について確認すると、その徴収率が 47% 程度と徴収努力が乏しく、この状態で補助金申請をする姿勢はいかがなものかと考える。 グラウンドゴルフ大会参加のため監督会に出席しているが、経過報告に記載もなく決算内容と一致しない。令和 5 年度の行事予定表には総会の記載がなく、毎年度協議会として総会を開催しているのであれば明記していただきたい。 また、補助額を予定額の二分之一を交付しているものの補助額を上回る額を次年度へ繰り越しているのでは、その年の活動及び決算に応じた補助金を交付されたい。	令和 6 年 5 月時点で、13 名分は徴収しているが、2 名については死亡しているのでは、親族等をあたり徴収中である。 また、令和 6 年度分の補助金の額は「0 円」とし、経過報告等も記載していくこととした。
健康保険課 R6.1.23 【備品監査】	課の分割があり、備品の仕分けが不十分で整理できておらず、台帳記載の備品を訪ね当たらないものが多数あったので、台帳と備品を確認して台帳を訂正されたい。 また、常置場所が池田診療所、宿利原診療所などとなっているものについては、その常置場所ごとに備品台帳を整備されたい。	現在、備品台帳の整理中である。

令和 5 年度実施の監査等指摘事項一覧

所属課／監査種別	指 摘 内 容	措 置 状 況
産業振興課 R6.1.22 【補助団体等監査】	【認定農業者育成事業補助金】 令和 4 年度決算書によると、補助額を大きく上回る繰越金が生じているが、これは決算額に関わらず慣例的に補助金を支出してきたことが要因の一つである。 コロナウイルス感染症等を鑑み、計画どおりの活動ができないことも影響しているが、今後、その活動内容及び決算に応じた補助額の決定をしていただきたい。	令和 5 年度は、補助額を満額35万の二分の一の「175,000円」を交付した。令和 6 年度については、「206,000円」の交付予定である。
産業振興課 R6.1.22 【補助団体等監査】	【錦江町たばこ耕作振興会運営費補助事業】 会費の決算額が会員数と齟齬があるため、確認した結果、会員以外からも徴収していた。歳出の決算額についても当振興会を通して会員へ分配したものを除くと、その金額は、会費、ＪＡきもつき補助金、町補助金の合計額を大きく下回っていたが、例年と同額を慣例的に交付していた。 また、この補助金の目的に親床経費も含んでいるとのことであったが、育苗経費としての支出はなく、今後支出していくよう指導されたい。 補助金の交付額についても、その年の実績を踏まえた金額を交付されるよう見直されたい。	誤って徴収した鹿屋市の方へは会費を返納した。また、今年度から収納が熊本県となったので、その収納時の旅費及び研修費の補助に充てたいと考えている。
産業振興課 R6.1.22 【補助団体等監査】	【錦江町さつまいも振興会運営費補助事業】 町からの補助額を上回る金額を繰越しているが、例年どおりの額を慣例的に交付している。出納関係帳簿等を確認すると通帳と帳簿の記載に齟齬があり、誤って引き出してしまった金額を最後に戻して調整している。また、本振興会をとおして会員へ分配すべき補助金を記載しておらずその管理はずさんと言わざるを得ない。 今後、補助額の決定については、実績報告に応じた補助金の算定を行い、また、適正な会計処理がおこなわれるよう指導し、状況の改善が図られるよう指摘するものである。	令和 4 年度の補助額は、満額の「320,000円」であったが、令和 5 年度は「250,000円」、令和 6 年度は「150,000円」の交付額とする。
建設課 R6.1.23 【備品監査】	人事異動の際、備品も一緒に移動しているものがあったので、このようなことは控えていただきたい。また、常置場所の異なる備品が散見されたので、確認して台帳を訂正されたい。	台帳の整理をした。

令和 5 年度実施の監査等指摘事項一覧

所属課／監査種別	指 摘 内 容	措 置 状 況
教育課 R6.1.23 【補助団体等監査】	【錦江町文化協会運営費補助】 補助金申請等の事務処理及び協会の会計処理共によく整理されており指摘する事項はなかったが、補助金を上回る繰越金を残しているものの例年どおり補助金を交付している。これを令和 5 年度で補助額を減額して対応しているようであるが、その年の実績報告により適正な補助額を算定して交付されたい。	補助金を概算払いとしているので、その精算時に実績に応じた精算額とする。